

平成22年のオチ24135号 損害賠償請求事件.

原告 大高正二.

被告 千葉県.



甲七五五証

陳述書

2010年12月25日.

東京地方裁判所民事37部合A係御中.

原告 大高正二 (印)

裁判所が取り寄せた、中山智宏氏の証人調書を読んで、中山証人の発言は証言として成立しない重大な誤りが認められます。最高レベルであると発言しています。騒音の場合は音源との測定位置を示すものですが、それがなされていません。このような証人の発言は、過去に騒音問題を取り扱った事が無い者の発言であると言えます。このような千葉県警察署が騒音測定器を所持しているとは考えられません。私達は約半年の間に14~16回 千葉芝罘銀行(株)本店前(以下千葉芝罘本店前という)路上で街宣を行ってきました。その程度、警察の者たとする人達が1~10人来ました。1が、騒音計を示された事も騒音数値を示された事はありません。刑訴裁判の法廷で、千葉芝罘の職員湯浅氏が「匿名電話の名を借りて」警察に取り締りを毎回、依頼したと証言しています。(千葉地方裁判所、事件番号平成21年(ワ)オ1800号) 騒音数値は音源からの測定位置に依って極端に変わります。千葉芝罘本店を正面に見て左隣にあるビル1階にコンビニエンスストアのローソンがあります。この店の中に入ると街宣の声は聞かれません。今回の場合には騒音苦情を訴えた者の家の中で測定するべきもので、その測定をしないので、苦情は騒音に対するものではないと考えます。私達は街宣の中で、「マイク音が迷惑の場合は申し出て下さい。迷惑に

「はらばらに改め直す」と言いつつから街直致した。街直中の「私も
同様の被害を千葉ズ銀から受けた」と発言した通行人を3人確
認します。騒音被害を警察に訴えた人は、千葉ズ銀と何等かの利害
関係にある為、千葉ズ銀の犯罪を街直するのは困るとの考之方から、
騒音被害を受けていると訴えて、街直を止めようとしたものと思
われます。騒音被害を訴えた人達は騒音に依る被害を受けたもの
ではなく、街直されている内容(千葉ズ銀の犯罪)に気分を悪く感
じたものとか考之られます。以上の事から、警察の朱動は警察の言う
騒音被害を解決する為の朱動したものではないと考之ます。私
自身合法行為をいたしたもので、私の右手を警官が掴む事は警察
に依る取捨乱用であり、暴行です。これら警察に依る違法行為
は公務執行妨害罪に成り立ちます。従って公務執行妨害罪は成立します。
私の掴み腕を振り解いただけで公務執行妨害とは大差が
過ぎます。犯罪者を作るのが警察の仕事でしょうか? 大阪地検特
捜部に依る、70ビークス改修事件と同質のものです。私は67才です。
私より10才以上の年下警官、しかも警官として解雇された者が、私の腕を
降ろされた後で転倒しそうになると考之られます。ちなみに私の
体重は57kgです。申し証言は嘘です。

以上12月8日公判に反対尋問をする事のおまわりから、申し証
人の証言に対して書面に大きな問題点を指摘させて頂きたい。